日本ユーラシア協会とは
旧ソ連邦に住む諸国民との相互理解と友好を進める（旧）日ソ協会の統一した名称です

日本とユーラシア
JAPAN-EURASIA SOCIETY

愛知版　No. 634

（ニュース、投稿は下記へ）
〒461-0004
名古屋市東区葵1-22-26
日本ユーラシア協会愛知県連合会
電話　052-508-4368

メールアドレス　eurasia_aichi@yahoo.co.jp　ホームページ　https://eurasia-aichi.beet.jp

第31回あいち・平和のための戦争展
ウクライナ人道支援コンサートも盛況

あいち・平和のための戦争展が８月11日（木）から８月14日（日）まで４日間開催されました。全体の来場者は１２１９人でした。

日本ユーラシア協会愛知県連は昨年に続き「シベリア出兵とイワノフカ事件」と「シベリア抑留問題」の展示と、目下の重大な問題であるロシアによるウクライナ侵攻に関する資料として中山顕常任理事による「プーチンの独裁化と不条理な戦争ー民主主義と歴史から考える」と名古屋大学大学院法学研究科教授である佐藤史人常任理事による「ウクライナ戦争の背景」を配布しました。

「シベリア抑留問題」の展示の前に足を止めた来場者の幾人かは、抑留者名簿をめくり、亡くなった親族や知人の方々に想いを馳せ、それぞれの思い出を口にしていました。ロシアによるウクライナ侵攻に関する資料はやはり関心が高く、あっという間に用意していた冊子は捌けてしまいました。どちらの資料も一般に知られていない興味深い内容で、何らかの方法で再度多くの人にみてもらえるよう検討したいと思います。

８月13日（土）には東文化小劇場において「ウクライナ人道支援チャリティーコンサート」を行いました。出演はウクライナ・ドニェツク州出身の歌手ナターリア・コズローヴァさん、名古屋笛の会常任理事のフルート奏者松坂仁さん、日本ユーラシア協会愛知県連の合唱団「ミール」で、ウクライナ・ロシアにまつわる音楽を披露しました。多くの来場者が訪れ、たくさんのアンケートを頂きました。

「最高のコンサートだった」「ウクライナ・スラブの音楽に触れることができ有意義でした」「ことばを越える音楽でのつながり、伝わりました」「心が洗われる音色でした」「このようなウクライナ人道支援コンサートまた機会がありましたら教えてください」等々どの公演も大変好評でした。また、来場者の方々からウクライナ非難民に対する１１２，８７０円の募金が集まりました。募金は全て名古屋市の「ウクライナ非難民支援事業」に寄付いたします。皆様、ありがとうございました。

会場での展示のようす

合唱団「ミール」の歌唱
次回出演情報は1面左下に掲載

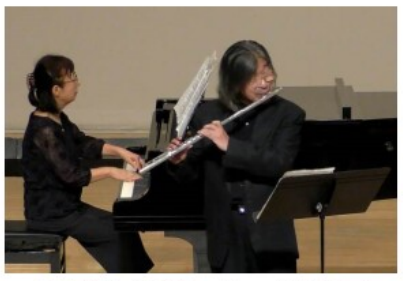
松阪さんによるフルートの調べ

ナターリア・コズローヴァさんの歌唱

掲載記事募集中！

機関紙ではユーラシア諸国に関する記事の投稿を広く募集しております。「興味はあるけれど、一歩が踏み出せない」という方の相談にも乗ってまいります。月末までにお送りいただいた記事を翌月号に掲載いたします。皆さまの投稿をお待ちしております。

第１９３期ロシア語講座申込状況
受講生50名を目指して

10月から始まる１９３期ロシア語講座の受講受付が始まっています。９月10日現在の申込人数合計は３名、内訳は左記の表の通りです。

１９３期には新しくウクライナ講座が開講されます。また、ロシア語の講座も計13講座開講予定です。未だ戦禍が収まらない状況ではありますが、文化を理解し交流を進めていくためにも、語学が役に立つときです。

学習を継続されている方も、一旦中断された方も、そして学習を始めようか迷っておられる方も、今こそ前を向き、互いに励ましあいながら勉強してみませんか？

申込用紙は県連ホームページからもダウンロード可能です。皆さまのお申込みをお待ちしております。

初級A		ゼミナールA	
初級B		ゼミナールB	
中級		会話A	
上級A		会話B	
上級B		会話C	
上級C		会話D	1
ゆっくり楽しく	1	ウクライナ語	1

ロシア語能力検定試験対策講座
申込は10月９日（日）まで

10月の29日、30日にロシア語能力検定試験が行われます。その直前の対策講座のお知らせです。

10月16日（日）
午前10時ー12時
４級受験クラス
（講師　難波忠清）

４級の試験では基本の初級文法（格変化、動詞の時制、力点など）の問題が出題されますので対策講座ではベテラン講師の指導で文法をしっかり復習します。

午後１時ー３時
３級受験クラス
（講師　山崎タチアナ）

３級の試験では文法の問題に加えてリスニングの試験がありますのでこのリスニングに重点を置いてネイティブスピーカーで日本語堪能な山崎先生が指導されます。

直前に効率よく勉強して合格を目指しましょう！

また今年は受験しないという方も「腕試し」や「文法のチェック」のためにぜひご参加ください。

場所：愛知民主会館３Ｆ
ロシア語教室

受講料：愛知県連ロシア語講座の受講生は（一クラス受講につき）１０００円、それ以外の方は２０００円

＊＊お申し込み締め切り10月９日（日）＊＊
＊＊受講申し込みが２名以上で開講します。＊＊

お申し込みはこちらまで：

日本ユーラシア協会愛知県連事務所
TEL 052-508－4368
mail:kokoshka2011@gmail.com
（できるだけメールでお願いします）

ワールド・コラボ・フェスタ
３年ぶりに現地開催

２０２２年「ワールド・コラボ・フェスタ」この間コロナ禍でオンライン開催でしたが３年ぶりに現地開催されます。

今日、世界を揺るがすプーチンによるロシア軍のウクライナ侵攻が続く中、何の罪もない子供たちが犠牲になっている実態を見過ごす事は出来ません。

国や文化、言語は違っても同じ人間です。直向きな国際交流・協力、多文化共生等をすすめれば必ずや分断された国民の統合・連携は進むでしょう。

この様な状況下、東海地方の国際交流をすすめる諸団体が一同に介して国際色豊かにステージとブースで繰り広げる「ワールドコラボフェスタ」10月22日（土）と23日（日）名古屋栄オアシス21にて開催されます。

この集いには私ども「日ユ協会」から合唱団「ミール」もステージ出演しロシア民謡などを披露する予定です。

また各ブースを回りスタンプラリーで抽選の権利を得れば空くじなしの景品も待っております。

最終のお楽しみは「大抽選会」です。アジア国のエアーチケット、一流ホテルの食事券等々 盛り沢山の景品を揃えたお楽しみも用意されております。

この国際色豊かな催しに是非家族揃ってお出かけください。

ロシアでの人権保障はどうなっている？（その８②）

ウクライナ侵略とロシア国内の人権抑圧体制の強化

日本ユーラシア協会愛知県連合会会長　杉浦一孝

ロシアでは、プーチン政権のもとで、ロシア憲法第30条が保障する結社の自由とこれに関連する一連の政治的自由も厳しい制約を受けることになり、その結果、反政権派と見なされた団体だけでなく、政権から独立したさまざまな組織（社会団体、メディア等）も政治的な領域から排除されていくことになります。その主要な梃子となったのが、第1次プーチン政権時代に制定された過激派活動取締法（２００２年６月27日制定）と、第２次プーチン政権（２０１２年５月７日発足）が社会団体法をはじめとする一連の法律にあらたに導入した「外国のエージェント」という概念です。

今回は、この二つの梃子のうち、前者に焦点を絞って、ウクライナ侵略前のロシアでの結社の自由等に対する抑圧体制の一端を紹介したいと思います。

過激派活動取締法はどのような法律か？

過激派活動取締法は、この領域において基本法たる性格をもつ連邦の法律です。これは、「過激派活動」に対処するための法的・組織的な原則とこれを実行した社会団体、宗教団体その他の団体（例えば、マスメディア）の責任を定める一方、関係者の責任については、刑法および行政的違法行為の関連条項に委ねる治安立法であります。社会団体法の制定にともなって「過激派的傾向の犯罪」というあらたな犯罪類型を導入しましたが、現在、これを次のように定義しています。

「政治的、イデオロギー的、人種的、民族的もしくは宗教的憎悪もしくは敵意または任意の社会集団に対する憎悪もしくは敵意を動機として実行された犯罪で、本法典各則の当該条項および本法典第63条第１項第６号に定められているもの」（第２８２条の１備考２）。

ロシア最高裁判所によりますと、これに該当するおもな犯罪は、「過激派活動」の公然たる呼びかけ（第２８０条）、ロシア連邦の領土保全の侵害を目的とした行為の公然たる呼びかけ（第２８０条の１）、憎悪または敵意の扇動と人間の尊厳の侵害（第２８２条）、「過激派結社」（これは「過激派的傾向の犯罪の準備または実行のために組織された人びとの集団」を言いますが、この定義もあいまいであり、濫用される危険性を孕んでいます。）の組織化（第２８２条の１）、「過激派組織」の活動の組織化（第２８２条の２）、「過激派活動」のための資金調達（第２８２条の３）です。いずれの規定も、それぞれの犯罪の構成要件があいまいなために、取締当局に恣意的な判断の余地をあたえてしまっています。

ロシアの犯罪統計のサイト「ドストエフスキー」（ロシア最高裁判所付置司法行政委員会が所管する司法統計をもとに作成された非公式のサイトで、現在、２００９年から２０２０年までの犯罪統計を掲載）によりますと、第２次プーチン政権が発足した２０１２年から２０２０年までの９年間に、「過激派的傾向の犯罪」に分類されている上記の六つの犯罪の規定にもとづいて起訴された者は、４，７５５人であり、このうち有罪判決を受けた者は、３，８８７人です（有罪率８１．７％）。全被起訴者数４，７５５人のうち３，３２０人は、憎悪または敵意の扇動と人間の尊厳の侵害を犯罪とする第２８２条の規定にもとづいて起訴され（このうち有罪者数は２，６８０人）、続く９４０人は、「過激派活動」の公然たる呼びかけを犯罪とする第２８０条の規定にもとづいて起訴されました（このうち有罪者数は７８１人）。両者を合わせますと、４，２６０人となり、全体の８９．６％を占めます（このうち有罪者数は３，４６１人、その全体の８９．０％）。これらの数値も年々増えています。

以上がウクライナ侵略前に過激派活動取締法を核とした結社の自由、表現の自由等に対する抑圧体制の一端です。次回は、「外国のエージェント」という概念を梃子とした人権抑圧体制を紹介します。

過激派活動取締法の適用状況

まずは、過激派活動取締法の適用状況についてです。検事総長等の請求にもとづいて、裁判所が「過激派組織」と認定して活動の禁止または解散を命じた社会団体等は、どのくらいあるのでしょうか？　ロシアの非政府組織「COBA（このロシア語の単語は鳥のフクロウの意味です。）情報分析センター」によりますと、２０２２年６月27日現在、その数は91件です。ここには、プーチン大統領の政敵であるナワリヌィ氏の関連団体、すなわち、２０２１年６月９日、モスクワ市裁判所により「過激派組織」と認定されて活動禁止の命令を受けた反汚職基金等が含まれています。このような「過激派組織」の活動禁止または解散の行政事件に関する裁判所の判決に正当性はあるのでしょうか？この点については、モスクワ市裁判所の当該判決を一つ取っても、はなはだ疑問と言わざるを得ません（このモスクワ市裁判所の判決は、８月４日に第一通常控訴裁判所が支持したことにより確定しました）。

行政的違法行為法の関連条項の適用状況

次は、行政的違法行為法の関連条項の適用状況についてです。ここでは、取締当局が積極的に活用している二つの規定の適用状況を紹介しておきます。その一つは、ナチス、「過激派組織」等の付属品もしくはシンボル・マーク等を宣伝し、または公然と示すこと、また、宣伝のためにこれらを製作し、または販売することなどを行政的違法行為として、行政罰（没収をともなう罰金、拘留）の対象としている第20条の３の規定です。２０１６年から運営を開始したロシアの非公式サイト「法情報通信」によりますと、２０１６年から２０２１年までの６年間に、この規定にもとづいて裁判所で審理された事件は、１６，３５３件であり、このうち行政罰を受けた者は、１２，９６３人です（とくに２０２１年には、審理件数が４，２２５件、有罪件数が３，１８３件でいずれも急激に増加しています。）。もう一つは、「性、人種、民族、言語、出自、宗教に対する態度および任意の社会集団への帰属を指標として、憎悪もしくは敵意を扇動し、または、人間もしくは人の集団の尊厳を傷つけることを目的とした行為」であって、「マスメディアまたはインターネットを含む情報通信ネットを利用するなどして公然と行われたもの」を行政的違法行為とし、これを行政罰（罰金、拘留等）の対象としている第20条の３の１の規定です。上記の「法情報通信」によりますと、この規定が追加された２０１９年から２０２１年までの３年の間に、この規定にもとづいて裁判所で審理された事件は、２，５１１件であり、このうち行政罰を受けた者は、２，０７６人です。これらも年を追うごとに増えています。

ユーラシア関連催し物案内

【音楽】

イリーナ・メジューエワ　ピアノリサイタル　フランツ・リスト「巡礼の年」全曲演奏シリーズ第３回
10月15日（土）14時開演
宗次ホールにて
全席指定　４０００円

【映画】

ジョージア映画祭２０２２
9月10日（土）～23日（金）
名古屋シネマテークにて
一般　１５００円

オルガの翼
9月23日（金）～
名演小劇場にて
一般　１８００円

バビ・ヤール
9月24日（土）～
伏見ミリオン座にて
一般　１９００円

※新しくなった県連ホームページにも最新情報を掲載しております。ぜひご覧ください。

コロナ対応カンパ
（8月27日現在）
協力者数　137人
協力金額　1,213,072円
たくさんの方々からカンパをお寄せいただき、ありがとうございました。